

奈良県公安委員会告示第 8 2 号

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により公示する。

平成 2 7 年 7 月 1 4 日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

1 検定に係る警備業務の種別及び級、実施期日並びに定員

警備業務の種別及び級	実 施 期 日	定 員
交通誘導警備業務 1 級	平成 2 7 年 1 1 月 7 日（土）午前 9 時から 午後 5 時まで	1 0 名
施設警備業務 2 級	平成 2 7 年 1 2 月 5 日（土）午前 9 時から 午後 5 時まで	3 0 名

各検定とも集合時間は、午前 8 時 3 0 分とする。

2 実施場所

橿原市葛本町 1 2 0 番地の 3

奈良県警察本部交通部運転免許課

3 検定の内容

学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定対象者

(1) 交通誘導警備業務 1 級

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に所属する警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以

下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 奈良県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、検定を受けようとする警備業務の種別に係る1級検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」という。)の交付を受けたもの

(2) 施設警備業務2級

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に所属する警備員

5 検定申請手続

検定を受けようとする者(本人に限る。以下「検定申請者」という。)は、次により申請を行うこと。

(1) 申請期間

平成27年9月7日(月)から同月14日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
)の午前9時から午後5時まで(定員になり次第受付を終了する。)

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署(田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。)の生活安全課(係)

イ 奈良県内の営業所に所属する警備員

所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)

(3) 提出書類

次の書類を検定申請者が(2)の場所に直接持参して申請すること。

なお、申請に当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類(本人の写真が貼り付けられたものに限る。)を提示すること。

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

ウ 次の書面のうち該当するもの 1通

(ア) 奈良県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(イ) 奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、奈良県内の営業所に所属することを疎明する書面

(ウ) 奈良県内に住所を有する者であつて奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、(ア)又は(イ)に掲げる書面

エ 交通誘導警備業務 1 級の検定申請者にあつては、次の書面のうち該当するもの

(ア) 4 の(1)のアに該当する者にあつては、2 級検定（検定を受けようとする警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各 1 通

(イ) 4 の(1)のイに該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

6 検定手数料

次に掲げる検定に係る警備業務の種別及び級に応じて、それぞれ次に定める金額を検定申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。

(1) 交通誘導警備業務 1 級 14,000 円

(2) 施設警備業務 2 級 16,000 円

7 その他

(1) 4 の(1)のイに掲げる者に係る認定の手続

ア 認定を受けようとする者は、平成 27 年 8 月 24 日（月）から同月 28 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に申請を行うこと。

イ 提出書類等については、事前に警察本部生活安全企画課まで電話（電話番号 0742-23-0110 内線 3043）により問い合わせること。

(2) 受検票は、検定当日までに検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(3) 問い合わせ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課